

**要望事項 (優先順位 5)**

京都市明德児童館の学童クラブ登録児童数増加に伴う育成室の増築

**要 旨**

児童福祉法の改正により、学童クラブの対象が小学校に就学している児童となり、京都市においても2015年度から学童クラブ事業の対象が小学3年生から6年生までに拡大されました。また、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」が定められ、「専用区画の面積が児童一人につき、おおむね1.65㎡以上でなければならない」と示されています。

明德児童館では2019年度に学童クラブの登録児童が1年生から6年生までで156人となり、児童一人あたりの面積基準を下回る状況となりました。そして、2020年度には、登録児童数は169人と増加し、そのうち4年生以上の高学年が39人となっています。

明德小学校も児童数が増え、空き教室もなく、学童クラブ室に転用できるスペースがない中ご無理を言い、今年度は児童会室を学童クラブ静養室としてお借りして、面積基準を満たして事業を実施しています。

今後、少子化は進行するものの、就労家庭の増加により、学童クラブ登録児童は増加するものと予想されます。

つきましては、児童館育成室に隣接してプレハブを設置することにより、育成室を拡張し、現在の職員配置によって安全管理が行き届き、すべての登録児童が同じ環境で学童クラブでの生活が送れるよう、必要なスペースの増築を強く要望いたします。

明德児童館学童クラブ保護者会や地域の明德児童館運営協力会においては、このような面積基準を下回る状況で、地域の子どもの育成が行われておりますことを大変危惧しております。一刻も早い対処をお願いいたします。

**回 答****(子ども若者はぐくみ局)**

学童クラブ事業の実施に当たって、これまでの実施施設で面積基準を満たせない場合は、小学校の校内の活用を中心に協議・調整を進めること等により、実施場所の確保に努めております。

明德児童館においては、要望にもありますとおり、学童クラブ事業実施場所として今年度から明德小学校内の児童会室をお借りし、面積基準を満たしております。

明德小学校の近年の児童数が増加傾向にある中、就労家庭の増加も伴って、来年度以降も学童クラブ事業登録児童が増加する可能性があるものと認識しております。更なる実施場所の確保については、ほかの施設と同様、まず明德小学校の校内の活用について優先的に調整を進めているところですが、それがかなわない場合は、本市の厳しい財政状況も踏まえながら、ほかの手法も視野に入れて検討を行ってまいります。

今後とも、子どもたちが安心・安全に過ごすことができる環境づくりを進めつつ、利用希望者全員の受入れを行い、学童クラブ事業の待機児童ゼロを達成できるよう努めてまいります。

# 地図

